

氏名(国籍)	シャキル ハサン ラシド (バーレーン)		
学位の種類	博士(教育学)		
学位記番号	博甲第2751号		
学位授与年月日	平成14年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	教育学研究科		
学位論文題目	The Metamorphism from Physical to Psychological Distance in Distance Education (遠隔教育における物理的距離から心理的距離への視点移動)		
主査	筑波大学教授	博士(教育学)	渡邊光雄
副査	筑波大学教授	博士(教育学)	大高泉
副査	筑波大学助教授	理学博士	吉江森男
副査	筑波大学講師	博士(教育学)	藤田晃之
副査	筑波大学教授	博士(心理学)	吉田茂

論文の内容の要旨

1. 研究目的

遠隔教育は、従来より、授業者とは「物理的距離」を隔てた学習者の「非対面」の配置を以てその特徴とし、伝統的な「対面」式教育とは区別して捉えられている。今日、高度情報通信社会の進展の中で、通信衛星やコンピュータ網等による疑似対面式情報交換技術の発展により、指導側(授業者)に対する学習者からの「物理的距離」とは異なる「対処距離」(transactional distance)にもとづいた「遠隔対面」(face-to-face at a distance)式遠隔教育が登場しつつあるが、遠隔教育の機能的側面に関する研究の遅れから、この「対処距離」にもとづく「遠隔対面」の捉え方が学界で有効に論じられていないため、依然、指導側への学習者の「物理的距離」にもとづく物理的環境としての遠隔教育の捉え方(対面式教育と異なる扱い)が続いている。今後益々高度化される疑似対面式情報交換の技術開発が、遠隔教育における指導側への学習者の「物理的距離」感を無くす(「対面」と「非対面」の感覚的区分を無くす)方向で進む中で、本研究は、次のことを目的とした。即ち、学習環境への学習者の「対処距離」にもとづく「心理的距離」の概念が今日の物理的環境として登場しつつある「遠隔対面」式遠隔教育の機能的側面を規定すると共に、対面式教育と区別することなく高等学校に位置づけ得るものであることを、理論的・試行実験的に論証することを目的とした。

2. 研究方法

本研究は、遠隔教育に関する現状調査の結果から導かれた次の考え方を基本に据えている。即ち、学習資料制作提供・学習媒体・評価・修了資格付与に対する学習者の選択権を認める点に学習者中心の高等教育のあり方があり、そのあり方が学習者の諸選択対象への「心理的距離」で規定されているという考え方である。この考え方にもとづき、①今日の高等教育に見られる遠隔教育が、学習環境・学習者間の「相互作用」と「学習の自律性」に支えられた「学習環境への学習者の心理的距離」により規定されることを、先行研究分析から導き、②その「心理的距離」が、従来より「非対面」式とされる遠隔教育のみならず対面式教育をも規定することを調査(日本・バーレーンの5大学大学生837名対象)で確かめ、③「心理的距離」が現実の遠隔教育の規定要因になることを試行実行(直接授業クラス/遠隔授業クラス:各々学生11名対象、ISDN経由、授業回数4回)で確かめる、とい

うことを以て、「心理的距離」を遠隔教育の規定要因とする論証の手法とした。

3. 論文構成

第1章“Introduction”（導入）では、研究の目的・方法とその意義等が示され、本文中で用いられる専門用語の解説が行われている。

第2章“Distance Education”（遠隔教育）では、「学習の自律性」「生産性」「対話性」を特徴とする従来の遠隔教育理論が学習環境への学習者の選択権を認める学習者中心の理論にまで至っていない状況を分析し、本論文著者の出身国バーレーンの遠隔教育の現状説明（国外36大学遠隔教育プログラム利用学生53名対象の調査結果）を通して著者の考える遠隔教育の客観的必要性を論じた。

第3章“How the Internet's Features Could be Used in Distance Education”（遠隔教育におけるインターネット利用の特色）では、印刷物、ラジオ、オーディオ・カセット、テレビ放送、収録ビデオ、CBI、マルチメディア、オーディオ会議、テレビ会議、インターネット等の各種メディアについて、アクセスや情報提示の仕方、操作性、コスト、利用体制、情報処理速度等の機能面の分析を行い、そして、バーレーンの遠隔教育受講学生58名対象調査結果にもとづき、遠隔教育メディアとしてはインターネットが適していることを指摘した。

第4章“Towards a New Distance Education Model for All Forms of Education”（遠隔教育モデルの提唱）では、遠隔教育に関する先行研究分析（第2章）と遠隔教育におけるインターネット利用の適切性分析（第3章）にもとづき、学習環境（教師等指導側・学習媒体・他学習者）への学習者の対処状況で特色づけられる両者の「相互作用」と学習環境構成要因（学習指導支援・学習資料制作・学習評価・修了資格付与）選択の有無で定義される「自律性」から成る「心理的距離」としての「遠隔」概念で構成された遠隔教育のモデルを提唱した。そこにおいて、「遠隔」概念を学習環境への学習者の「心理的距離」とする規定が、従来の物理的環境としての遠隔教育の見方を機能的な捉え方に変えると共に、遠隔教育研究で従来見られた対面式教育との区別を解消する「遠隔対面」式教育としての遠隔教育の捉え方を提起し得るものであることを論じた。

第5章“Interaction and Psychological Distance Within the Educational Environment”（教育における相互作用と心理的距離）では、学習環境への学習者の「心理的距離」が、従来「非対面」式教育とされた遠隔教育のみならず対面式教育をも規定することを論証した。そこでは、対面式教育における学習環境と学習者の「相互作用」に関わる調査結果（茨城県内4大学とバーレーン大学の学生を対象とする65項目の調査結果）にもとづき、学習環境への学習者の「心理的距離」（近さ）と「学習成績」（良さ）の有意な相関による論証が行われている。

第6章“The Interaction and Psychological Distance Within the Educational Environment: An Experimental View”（遠隔教育試行実験における相互作用と心理的距離）では、従来の対面式教育をも規定する学習環境への学習者の「心理的距離」が、実際に「遠隔対面」式遠隔教育の規定要因になることを試行実験にもとづいて論証した。そこでは、茨城県内2大学における一方の大学の授業（75分授業4回）をISDN対応テレビ会議システム経由で受けた他方の大学の受講学生を対象とする学習環境と学生の「相互作用」等を調査した結果に従い、学習環境への学習者の「心理的距離」（近さ）と「授業理解」（深さ）との有意な相関にもとづく論証が行われている。

第7章“Summary and Recommendations”（まとめ）では、学習環境への学習者の「心理的距離」にもとづき、従来「非対面」式教育とされた遠隔教育を「遠隔対面」式教育として捉え直すことにより、遠隔教育自体を対面式教育との区別なしに高等教育それ自体に位置づけられていることを結論づけた。

4. 研究成果

本研究の成果は、①遠隔教育に関する先行研究分析とインターネット利用の適切性分析の結果から、学習環境構成要因（学習指導支援・学習資料制作・学習評価・修了資格付与）を学習者が選択する点に学習者中心に遠隔教育の捉え方を焦点づけ、学習者の「自律性」の概念を規定したこと、②学習環境（教師等指導側・学習媒体・他

学習者)への学習者の対処(「相互作用」)の程度と学習者による学習環境構成要因選択(「自律性」)の程度にもとづいて「遠隔」(「心理的距離」)概念の操作的規定を行ったこと、③この「遠隔」概念の操作的規定が「対面」式及び「遠隔対面」式の高等教育場面で機能し得るものであることを実際に確かめたいこと、の3点に見られる。

審 査 の 結 果 の 要 旨

今日、教育工学界では、遠隔教育が主に技術的開発の側面で話題にされ、教師等指導側と学習者間の「物理的距離」による「非対面」を以て「対面」式教育とは区別される状況が依然と続いている。その中で、本研究は、遠隔教育を機能的側面から高等教育に位置づける試みを理論的・試行実験的に行い、高等教育の学習環境への学習者の「心理的距離」の次元で従来の対面式教育と区別することなく遠隔教育を位置づけたが、それは、高度情報通信社会における高等教育のあり方に関して理論的及び試行実験的に裏付けられたアプローチを提唱したものとして、遠隔教育の国際誌“Open Learning”や国際会議“ED-MEDIA 2000 Conference”(Montreal)及び“20th World Conference on Open Learning and Distance Education”(Düsseldorf)を通して高く評価されている。本研究には、「心理的距離」の手続き的な規定要因となる「相互作用」を実証する際に、試行実験における教師・学習者と学習内容の設定を時間的・地域的制約により幅広くできなかったという問題があるにしても、それは、上記の高い評価を損なうものではない。

よって、著者は博士(教育学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。